

貸切バス事業における営業面での規制の見直し

【対策案の概要】

- 営業面での規制の合理化を通じて、貸切バスの稼働率や貸切バス事業の収益性を向上させる。
- 運賃・料金制度については、各種規制の見直しや事後チェックの強化等の取り組み状況等を踏まえつつ、実務関係者によるワーキンググループにおいて、さらにそのあり方を検討する。

①乗合バス事業者による貸切バス事業の実施の特例

今後の対応案の概要

保安基準・移動等円滑基準に適合する範囲内で乗合バス事業と貸切バス事業の事業用自動車の併用を可能とすることを検討する。(但し、車両の構造及び装備によっては、投入可能路線や運行の態様に一定の制約が生じる。)

また、法令遵守等の条件を満たす乗合バス事業者が貸切バス事業を兼営する場合の最低車両台数については、乗合貸切併用車を含めて計算することができることとすることを検討する。

【現行】

各事業毎に判定

(乗合バス)常用車5両+予備車1両必要
(貸切バス)大型車使用の場合5両必要
(合計)11両以上必要

兼営営業所の
「車両稼働率向上」・「採算性改善」等

見直し

【今後】

乗合バス事業(乗車定員11人以上の事業用自動車を使用する場合に限る。)を一定年数以上営んでおり、法令違反等の問題がない者が貸切バス事業の許可等を受けようとする場合は、乗合・貸切併用車両6両(うち1両は乗合の予備車両)で乗合・貸切両事業を行うことができる。

②営業区域の拡大

1. 営業区域に関する根拠規定

【営業区域】

◆道路運送法第20条

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。

◆一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針

1(1)営業区域

原則、都府県単位(北海道は運輸支局の管轄区域単位、沖縄は島しょ毎)とする。

ただし、都府県(北海道は運輸支局の管轄区域をいう。以下同じ。)の境界に接する市町村(東京都特別区または政令指定都市に接する場合にあっては隣接する区をいう。以下同じ。)に営業所を設置する場合にあっては、山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同一地域と認められる隣接都府県の隣接する市町村を含む区域を営業区域とすることができる。

2. 営業区域に関する検討課題

- ① 平成10年の運輸政策審議会自動車交通部会の答申において、営業区域を段階的に拡大していくことが適当とされている。
- ② 各都道府県バス協会より営業区域の拡大に関する要望がある。具体的には、ハブとなる空港やターミナル駅を持たない地域を営業区域とする貸切バス事業者からは、営業区域を拡大して欲しいとの要望が寄せられている。(他方、東京都など大都市部を営業区域とする貸切バス事業者からは、大都市郊外のコスト構造の安い事業者が自社の営業区域内に参入することに対し難色を示している。)

3. 見直し案の概要

平成10年の運輸政策審議会自動車交通部会の答申、地方のバス協会からの要望等を踏まえ、トラックにおける営業区域規制の廃止の際の措置に準じて安全規制について所要の強化(※1)を図った上で、営業所を追加的に設置しない場合であっても、一定の条件(※2)を満たす貸切バス事業者について、営業区域の拡大(※3)を可能とすることを検討する。

(※1)安全規制について、どのような強化を図るべきか？

(例. トラックにおける「1運行144時間(6日)以内での所属営業所への帰庫」のような規制の導入の検討 等)

(※2)一定の条件としては、どのようなものが考えられるか？

- 法令の遵守状況
- 運行管理体制
(例. 運行管理者の複数選任・乗務員との兼務不可)
- 運輸安全マネジメントの実施状況
- 任意保険の加入内容
(例. 対人無制限)
- 被害者等支援計画の策定
- 法令で義務付けられている水準以上の取り組み
(例. 無線通信機能付きデジタルタコグラフを活用した高度な運行管理 等)
- その他
(例. 災害対策基本法に基づく指定地方公共機関、車いすリフト付き車両の保有 等)

(※3)営業区域の拡大は、どのような範囲で認めるべきか？

(例. 「営業所が存する都道府県に陸路で接続する隣接都道府県」、「地域ブロック」等)

③運賃・料金制度のあり方のさらなる検討

今後の対応案の概要

今後の運賃・料金制度のあり方のさらなる検討を行うため、平成24年度に関係者による実務レベルでの運賃・料金制度ワーキンググループを設け、さらなる検討を進める。